

香川県条例第25号

香川県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

香川県警察関係手数料条例（平成12年香川県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後			改正前		
(手数料の額) 第2条 略			(手数料の額) 第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 (1)～(6) 略 (7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7 (8)・(9) 略 (10) 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく事務 別表第10 (11)・(12) 略		
別表第7（第2条関係）			別表第7（第2条関係）		
種 別	区 分	金 額	種 別	区 分	金 額
1～17	略		1～17	略	
18 免許証更新申請経由手数料		略	18 免許証更新申請経由手数料		略
19 認知機能検査員講習手数料		<u>1時間につき700円</u>	19 認知機能検査員講習手数料		
20 限定解除審査手数料	略		<u>19 限定解除審査手数料</u>	略	
21～29	略		<u>20～28</u>	略	
備考 1 略			備考 1 略		

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、22の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、<u>22の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、<u>22の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。</p>		

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である</p>		

2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、21の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、<u>21の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p> <p>2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、<u>21の項</u>に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。</p>		

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
<p>1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である</p>		

場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、24の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、24の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	1件につき13,000円
2・3 略	

場合にあつては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。

2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあつては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。

別表第10（第2条関係）

種 別	金 額
1 自動車運転代行業認定申請手数料	1件につき16,000円
2・3 略	

第2

改正後	改正前												
<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～17	略		<p>(手数料の額)</p> <p>第2条 手数料の額は、次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 道路交通法（昭和35年法律第105号）に基づく事務 別表第7</p> <p>(8)～(12) 略</p> <p>別表第7（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>区 分</th> <th>金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～17</td> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	種 別	区 分	金 額	1～17	略	
種 別	区 分	金 額											
1～17	略												
種 別	区 分	金 額											
1～17	略												

18 免許証更新申請経由手数料		略
19 認知機能検査手数料		1件につき650円
20 認知機能検査員講習手数料		略
21～27 略		
28 講習手数料	(1)～(11) 略 (12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 <u>(ア) 法第97条の2第1項第3号イ又は法第101条の4第2項の規定により認知機能検査の結果に基づいて行う講習</u> <u>(イ) (ア)に掲げる講習以外の講習</u> イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (13) 略	1回につき5,350円 1回につき5,800円 1回につき2,350円
29 任意運転者講習手数料	法第108条の2第2項に規定する講習 (1) 略 (2) <u>令第37条の6の2第1号に規定する講習で、加齢に伴って生ずる身体の機能</u>	1時間につき1,500円

18 免許証更新申請経由手数料		略
19 認知機能検査員講習手数料		略
20～26 略		
27 講習手数料	(1)～(11) 略 (12) 法第108条の2第1項第12号に掲げる講習 ア 小型特殊自動車免許以外の第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習 イ 小型特殊自動車免許のみを受けている者に対する講習 (13) 略	1時間につき2,050円 1時間につき1,500円
28 任意運転者講習手数料	法第108条の2第2項に規定する講習 (1) 略 (2) <u>令第37条の6の2第1号に規定する講習</u> ア 加齢に伴って生ずる身	1時間につき1,400円

	<p><u>の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対するもの（任意高齢者簡易講習）</u></p>	
30	<p>(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習（チャレンジ講習）</p>	<p>1回につき2,650円</p>

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、23の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
<p>備考</p> <p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p>		

	<p><u>体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないと認められる者に対する講習（任意高齢者簡易講習）</u></p>	<p>円</p>
29	<p>イ アに掲げる講習以外の講習（任意高齢者講習）</p> <p>(3) 加齢に伴って生ずる身体の機能の低下が自動車の運転に影響を及ぼしていないかどうかの確認及びその結果に基づく指導を行う講習（チャレンジ講習）</p>	<p>1時間につき2,050円</p> <p>1回につき2,750円</p>

備考

- 1 略
- 2 技能検定員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る技能検定員審査手数料の額は、22の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
<p>備考</p> <p>1 技能検定員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、22の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については3,750円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については950円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については1,050円を、大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査については3,250円を減ずるものとする。</p>		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、23の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、25の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、 <u>25の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、 <u>25の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。		

2 技能検定員審査を受けようとする者が3の項及び4の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、3の項及び4の項に定めるところによるほか、22の項に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、普通自動車免許に係る技能検定員審査については300円を、特定第一種運転免許に係る技能検定員審査については300円を減ずるものとする。

3 教習指導員審査を受けようとする者が次の表の左欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者である場合にあっては、その者に係る教習指導員審査手数料の額は、24の項に定める額から、同表の中欄に掲げる区分に応じて、同表の右欄に定める額を減じた額とする。

審査細目	区 分	減ずる額
1～7 略		
備考		
1 教習指導員審査を受けようとする者が1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、1の項及び2の項に定めるところによるほか、 <u>24の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については3,450円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については900円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については1,100円を、大型自動車第二種免許等に係る教習指導員審査については2,950円を減ずるものとする。		
2 教習指導員審査を受けようとする者が4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者である場合にあっては、4の項及び5の項に定めるところによるほか、 <u>24の項</u> に定める額から更に大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査については150円を、普通自動車免許に係る教習指導員審査については100円を、特定第一種運転免許に係る教習指導員審査については50円を減ずるものとする。		

附 則

この条例中第1の表の改正部分は平成21年4月1日から、第2の表の改正部分は同年6月1日から施行する。